



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.5

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Brazil, Chile, Colombia, Dominican Republic, Ecuador, EL Salvador, Honduras, Mexico, Mongolia, Peru, Trinidad and Tobago, Uruguay, Venezuela

第25回ローマ規程締約国会議は

ローマ規程第2部で規定されているような最も重大な犯罪については、公的地位の有無にかかわらず説明責任が追求されるべきであることを認識し、

ICCと締約国がそれぞれの役割を果たしながら、補完性原則に基づき、まず各国が自国で適切な捜査及び裁判を行うことが重要であることを認識し、

ICCの活動において、国家の政治的・経済的立場や国際的な影響力によって司法手続の結果が左右されることは、公平性及び中立性を損なう可能性があることを懸念し、

いかなる地位、国籍、政治的立場又は現職であることを理由として、国際犯罪に対する責任を免れることがあってはならないことを確認し、

ICCの実効性を高めるためには、締約国による協力のみならず、地域機構による仲介及び技術的支援を活用することが有効であることを認識し、

ローマ規定にある、補完的原則を再度想起し、

ローマ規程第27条を再認識し、

1. ICCの公平性及び中立性、実効性及び補完的原則の運用状況に対して、定期的な確認及び検証をすることを要請する；
2. 書記局に対して、締約国が自国の司法制度において国際犯罪の捜査及び裁判を適切に実施できるよう、法制度、司法能力及び捜査能力の強化に関する支援を行うことを奨励する；
3. 締約国に対し、地域機構をICCと締約国の間の仲介役として活用し、以下の活動を行うことを奨励する：
 - a. ICCと締約国の間の協力に関する調整、
 - b. 身柄引渡し及び証拠収集に関する法的技術支援、
 - c. 地域内における司法関係者への研修、
 - d. ICCの要請に対する締約国の履行状況の確認；
4. 書記局に対し、証人及び、被害者の安全を確保するため、証人保護制度の整備を促進し、特に証人保護を担当する機関及び職員について、適切な資格、専門的訓練及び独立性を確保することを要請？

5. 書記局に対し、管理官及び証人、被害者が政治的圧力、脅迫その他の不当な影響を受けることを防止するため、証人保護制度に対する継続的かつ持続可能な支援を行うことを奨励する；
6. 締約国に対し、ICCによる司法手続の迅速化を目的として、以下の措置を行うことを要請する：
 - a. デジタル技術を活用した証拠の提出及び共有、
 - b. 遠隔地からの証人尋問等を可能とする適切な通信技術の活用、
 - c. ICC、締約国及び地域機構間における安全な情報共有体制の構築、
7. 書記局に対し、各国の司法制度、経済状況及び国内情勢の違いを考慮し、国際犯罪に関する国内裁判及びICCへの協力を促進するため、各国の状況に応じた履行支援及び予備的支援を提供することを奨励する；
8. 国家元首を含む公的地位をもつものの刑事責任を問う場合は、当該国の政情等に配慮した上で行うことが重要であることを強調する；
9. ICCに対し、調査、監査をする前に第三者機関を挟み調査国とICCが対話を行うプラットフォームを設けることを要請する；
10. ICCに対して各国の重大犯罪者が国内で拘束及び逮捕にいたらない場合、以下のことを奨励する：
 - a. 国内の情勢により、犯罪者が逮捕できない場合、その国に対してからの能力支援を行う、
 - b. 内政の状況により進展が見られない場合、場合により制裁を行う、
11. ICCに対して、特定の地域へ調査の偏りが生じていないかをASPが定期的に確認、検証を行い、報告書を全締約国に公開することを要請する；
12. 各国の司法能力向上のため、ICC及び締約国が協力して国際能力構築プログラムを創設することを提案する；
13. ICCに対し、管理職員が他国からの圧力によって結果や判断基準が揺るがされないよう監視を行うことを要請する；
- 14.